



平成26年1月16日

福岡県弁護士会筑後部会からの

お知らせ

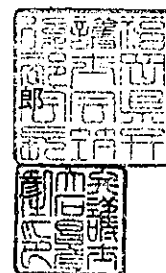
小郡三井医師会員殿

福岡県弁護士会 筑後部会

部会長 中尾 哲郎

福岡県弁護士会 筑後部会

自死問題対策委員長 大石 昌



皆様方には日頃より弁護士会の活動に御協力頂き誠にありがとうございます。

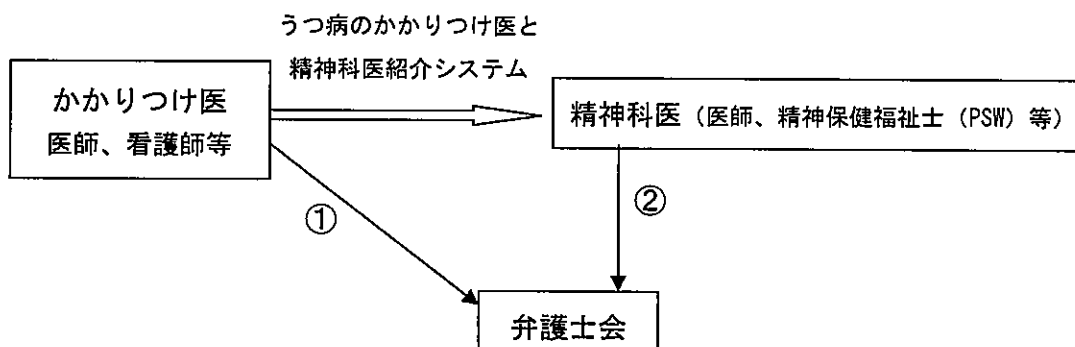
さて、福岡県弁護士会では平成25年12月より「自死問題支援者法律相談制度」事業を開始し、自死の危険性のある患者様の支援者に対して無料法律相談の実施を始めました。筑後地区においては、皆様が実施しておられます「かかりつけ医による精神科医紹介制度」がありますので、この制度と上記「自死問題支援者法律相談制度」事業とをタイアップし、法的側面からも支援者や患者様をバックアップし自死対策に協力します。

1 福岡県弁護士会の自死問題支援者法律相談制度の概要

- (1) 既に福岡県で実施されています、うつ病のかかりつけ医による精神科医紹介制度を利用される患者には、多重債務や事業不振、離婚、DV、犯罪被害者など法律問題を抱えている方が少なくありません。

そこでかかりつけ医の先生方が法律問題を抱えている患者様を診察された場合、その患者の抱える法律問題に弁護士が相談に応じるシステムです。

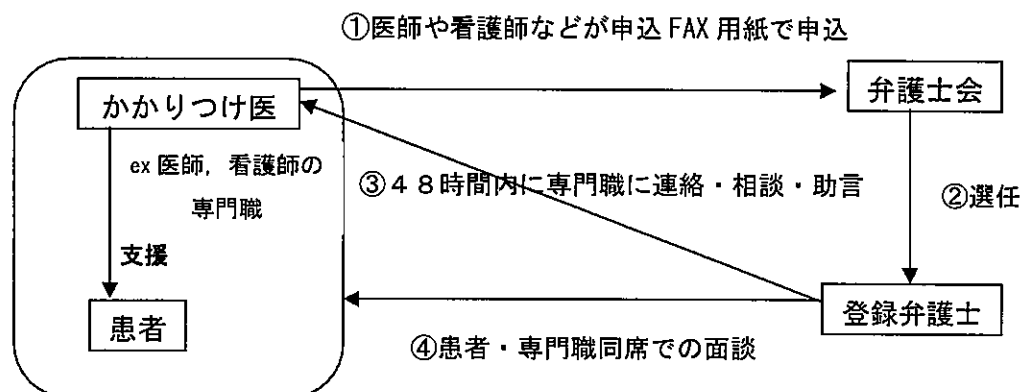
- (2) 概要は下記のイラストとおりです。(小郡三井医師会の先生方の相談ルートは下記①になります。)



① かかりつけ医からの弁護士紹介例

② 精神科医からの弁護士紹介

(3) かかりつけ医の方の場合の手順（上記イラストの①）



2 かかりつけ医の先生方をお願いすること

本制度の目的と内容をご理解頂き、法的問題を抱えておられる患者様の診療の際には、支援しておられる医師や看護師等の専門職の方から、別紙の申込 FAX 用紙で弁護士会に申し込んで頂きたいと存じます。

なお弁護士の事務所や法律相談センターに出向いて頂いた場合等、患者様との面談に同席戴いた先生や看護師等の専門職の方々には日当・旅費をお支払い致しますので、後日振込口座をお知らせ下さい。

詳細は専門職用マニュアルと申込 FAX 用紙をご覧ください。

【添付資料】

- 1 法律相談申込 FAX 用紙
- 2 専門職用マニュアル

(2013.10.16 版)

自死問題支援者法律相談マニュアル (久留米方式 専門職用)

このたびは、当会の「自死問題支援者法律相談制度」へのご協力をありがとうございます。以下、制度の概要およびご協力いただく具体的な内容についてご説明いたします。

《自死問題支援者法律相談制度の概要》

自死問題支援者法律相談制度は、自死の危険の高い者の「支援者」(※)に対し、名簿登録弁護士が電話や面談による法律相談に無料で応じる制度です(以下「自死問題支援者法律相談」と呼びます)。支援者への法律相談の後、必要に応じて、自死の危険の高い者本人に対して直接に法律相談を行うことも想定されています。この場合、法律面以外のサポートのために、臨床心理士や精神保健福祉士、医師、ソーシャルワーカーなどの専門職の皆様に協力を求めることができるような制度となっています。

※「支援者」＝自死の危険の高い者をケアしている家族及び親族、自死の危険の高い者を援助している各種組織及び団体のスタッフ並びに自死の危険の高い者の相談及び治療に当たるソーシャルワーカー、精神保健福祉士、臨床心理士、医師、看護師等の専門職など

「久留米方式」の場合、専門職である支援者が、相談者であると同時に専門職の立場から法律面以外のサポートをして頂きます。

《協力していただく具体的な内容》

1. 弁護士に対する電話での相談

(ア) 相談担当弁護士は、専門職である支援者からの相談申込から 48 時間以内(但し、土日祝日は除く)に、支援者に電話をして、電話相談を実施します。

(イ) この場合、事案の説明を受けて、当該弁護士に対して、法律面以外の専門知識や、適切な対応方法、注意点などのアドバイスをしていただく場合もあります。

(ウ) 電話での相談・助言については、専門職の支援者が相談者になりますので面談の場合と異なり日当の支給はありません。

2. 弁護士の面談相談への同席

(ア) 相談担当弁護士は、電話相談の結果、相談者である支援者及び自死の危険のある本人との面談相談が必要かつ相当と判断したときには、面談相談を実施します。

(イ) 日程調整の結果、決まった日時・場所において弁護士による面談による法律相談に同席していただきます。

そして、一緒に相談者の話を聞いていただき、専門の立場から、適切な助言をしていただくことを想定しています。

(ウ) 面談での助言については、時間を問わず1回あたり10,000円(消費税含まず)の日当が支給されます。

(エ) また、専門職の方が同席のために出張した場合には、同人の勤務先の所在地と同一市町村内の場所であれば3,000円、それ以外の場所であれば5,000円の旅費(5,000円を超える場合には、その額)が支払われます。

3. 支払いの方法

(ア) 専門職の方への日当や旅費の支払いは、当該相談の属する月の翌月末までに弁護士会から専門職の所属する事業所に支給されます。

(イ) 上記振込については、弁護士もしくは弁護士会職員が相談日以降に専門職の方の属する医療機関に口座番号等振り込みに関わる情報を問い合わせます。

(ウ) 専門職またはその事業所が受領を辞退されている等、日当や旅費の支払

いの必要がないと認められる場合には、支払われないことになっていますので、ご了承ください（たとえば、専門職がその所属する施設内で、本来業務の一環として弁護士相談に同席している場合など）。

以上、何か不明な点がありましたら、久留米法律相談センター（電話 0942-30-0144）へお尋ねください。

以 上

自死問題支援者法律相談・申込書 FAX

【久留米方式利用】

福岡県弁護士会久留米法律相談センター 御中

年 月 日

FAX 番号：0942-32-2691 TEL：0942-30-0144

(医療機関名)

(担当者氏名)

(電話番号)

(FAX 番号)

以下のとおり、自死問題支援者相談を申込みます。

【相談内容】

1. 借金問題（多重債務、保証、事業不振等） 2. 生活苦（失業、生活保護関連）
3. 離婚 4. 家族関係（離婚以外） 5. DV・虐待
6. 労働関係（セクハラ、パワハラ、解雇、雇止め等） 7. 学校問題
8. 住居関係（賃貸借、近隣トラブル等） 9. 犯罪被害
10. その他（ ）

【希望する相談方法】

電 話 ・ 面 談

【面談相談の場合、相談実施を希望する場所】

1. 弁護士会の久留米法律相談センター
2. 医療機関（ ）
3. 弁護士から電話を受けて相談場所を検討したい。
4. その他（ ）

【その他特記事項】

電話相談報告書（担当弁護士記入欄）

実施日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分
担当弁護士名

架電先 1. 上と同じ 2. 異なる（ ）
回答内容（面談の日程調整等のみで電話を終了した場合は右にチェック □）

相談結果 1. 電話相談のみで終了 2. 面談相談へ移行